姫路市雨水浸透ます設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物から排出される雨水の公共用水域への流出抑制及び良好な水 環境に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、雨水浸透ますの設置に係る姫路市 雨水浸透ます設置助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定め るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、雨水浸透ますとは、ます本体が透水性を有し、その周囲に砕石が充填され一体的な構造であり、ますの側面及び底面から雨水を地下に浸透させる機能を有する施設をいう。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付対象となる者は、姫路市公共下水道事業計画区域(雨水)内に存する土地もしくは建物を所有する者又は土地若しくは建物を貸借により使用している者(以下「使用者」という。)で、かつ、建物の雨どいから排出される雨水の排水経路上に雨水浸透ますを設置する者とする。
- 2 使用者が助成金の交付の申請をする場合には、土地又は建物を所有する者の承諾を得なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成金の交付対象としない。
 - (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が雨水浸透ますを設置する場合
 - (2) 姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条に規定する暴力 団又は暴力団員が雨水浸透ますを設置する場合
 - (3) 既に市の助成金を受けて、雨水浸透ますを設置したことのある建物に係る雨水浸透ますを設置する場合
 - (4) 展示又は販売を目的とした建物に係る雨水浸透ますを設置する場合
 - (5) 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成23年姫路市条例第44号)第2条に規定する開発事業に伴い雨水浸透ますを設置する場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が助成金の交付を不適当と認めた場合

(助成対象施設)

第4条 助成金の交付対象となる雨水浸透ますの構造及び設置の技術上の基準は、姫路市

雨水浸透ます設置基準に適合するものでなければならない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、雨水浸透ます1個の設置につき、15,000円とする。ただし、 同一の建物について、8個を限度とする。

(雨水浸透ますの設置の依頼)

- 第6条 助成金の交付を受けて雨水浸透ますの設置をしようとする者は、雨水浸透ますの 設置に係る工事を姫路市下水道条例(昭和35年姫路市条例第32号)第8条に規定す る指定業者(以下「指定業者」という。)に依頼しなければならない。
- 2 前項の規定による依頼を受けた指定業者は、申請者が助成金の交付の申請をする前に、 工事の施工方法、雨水浸透ますの構造等について市と充分な協議を行わなければならない。

(交付申請)

- 第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成対象年度の管理者が別に定める期日までに姫路市雨水浸透ます設置助成金交付申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 設置予定場所の写真
 - (3) 誓約書(様式第2号)
 - (4) 雨水浸透ますを設置する土地又は建物の所有者が申請者と異なる場合は、当該所 有者の承諾書(様式第3号)
 - (5) 雨水浸透ます設置工事設計書(様式第4号)
 - (6) 設置する雨水浸透ますの仕様書
 - (7) 工事の施工箇所を図示した敷地の平面図及び排水管の縦断図
 - (8) その他管理者が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、速 やかに交付の可否を決定し、交付を行うときは、姫路市雨水浸透ます設置助成金交付決 定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとし、交付を行わないときは、理 由を付して姫路市雨水浸透ます設置助成金不交付決定通知書(様式第6号)により申請 者に通知するものとする。 (申請内容の変更等)

- 第9条 前条の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、申請した内容を変更しようとするときは姫路市雨水浸透ます設置変更申請書(様式第7号)により、申請を取り下げようとするときは姫路市雨水浸透ます設置取下届(様式第9号)により、速やかに管理者の承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、変更申請に対しては姫路市雨水浸透ます設置変更承認通知書(様式第8号)により、取下げ申請に対しては姫路市雨水浸透ます設置取下承認通知書(様式第10号)により、交付対象者に通知するものとする。

(雨水浸透ますの設置)

- 第10条 交付対象者は、交付決定を受けた日から60日以内に雨水浸透ますを設置しなければならない。
- 2 交付対象者は、雨水浸透ますの設置が完了した日から30日以内に、姫路市雨水浸透ます設置完了報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 雨水浸透ます設置工事設計書(様式第4号)
 - (2) 工事の施工前、施工途中及び施工後の写真
 - (3) その他管理者が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 管理者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査する とともに完了検査を実施し、必要な場合は助言若しくは指導を行い、又は条件を付すこ とができる。

(交付額の確定)

第12条 管理者は、前条の規定による審査又は完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき金額を確定し、姫路市雨水浸透ます設置助成金額確定通知書(様式第12号)により交付対象者に通知するものとする

(助成金の請求)

第13条 交付対象者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに雨水浸透ます設置 助成金交付請求書(様式第13号)を提出し、助成金の交付を受けるものとする。 (交付決定の取消し等)

- 第14条 管理者は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第10条第2項の報告書が、交付決定を受けた日の属する年度の1月10日まで に提出されないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 管理者は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、姫路市雨水浸透ます設置 助成金不交付決定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(現地調査)

第15条 管理者は、雨水浸透ます設置助成金交付事業の適正な執行を確保するために、助成金を交付した後において必要があると認めるときは、雨水浸透ますの設置状況を現地において調査することができる。

(遵守事項)

- 第16条 助成金の交付を受けた者は、雨水浸透ますについて定期的な清掃及び点検をするなど適正に維持管理し、助成金の交付を受けた日から10年間は当該雨水浸透ますを撤去してはならない。
- 2 助成金の交付を受けた者は、雨水浸透ますを助成金交付の目的に反して使用し、譲渡 し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けた者が、転居等に伴いやむを得ず雨水 浸透ますを第三者に譲渡するときは、その旨を管理者に届け出なければならない。第1 項に規定する期間内に雨水浸透ますの故障等により撤去する場合も同様とする。
- 4 助成金の交付を受けた者は、雨水浸透ますの設置作業中又は設置完了後において、当 該施設により助成金の交付を受けた者又は第三者に損害を負わせた場合は、助成金の交 付を受けた者の責任及び負担により解決しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、 管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に定める様式による書面がある場合は、当面の間、 それを取り繕って使用することができる。

姫路市雨水浸透ます設置助成金交付申請書

									三月日	
(宛先)姫	路市上	:下水道	直事業管理 者	Ť						
					申請	青者	住所			
							氏名			
							電話() –	_	
姫路市雨:	水浸透	きます割	₽置助成金⊄)交付を受け	ナたいの゛	で	下記のとおり申	請します。		
								· · ·	三民基本台帳及び税	
務資料の閲				_			/ 	• /		
				C \square]申請者信	住所と	異なる(以下	を記入してくだ	さい。)	
設置場所	•			住	所					
土地・建物	7	□申請	者本人]申請者以					
の所有者		※土地	也・建物所有者	が申請者と異	なる場合に	は、承	諾書を提出してい	ただく必要がありま	र् च 。	
建物形態	<u> </u>	□戸建	□集合	住宅]その他	(事業	所等)			
ます設置個	数			基	1 11/1	ま	すの型式			
雨水排水管	音 2	管径	mm B	拒離 r	m	工事	全額合計	円(予定)		
施工業者名	各					責任	技術者氏名			
設置完了時	期			月日			_{免置することとな} っ	っておりますので、、	ご注意ください。	
添付書類	į	□誓約 □承諾 □その	書	工事設計書 仕様書			i(平面図・縦 i場所の位置図		置予定場所の写真	
※下記の欄(には記	己入した	ないでくださ	۲۷٬°						
課長	課長	補佐	係長	係			受付番号		受 付 印	
							第-	<u></u>		
(伺い) 上記	(伺い)上記申請に対して、姫路市雨水浸透ます設置助成金交付要綱第8条に基づき、									
	〕助成:	金(交付	付予定額 金	, 00	00円) (の交付	対象とする			
	〕助成	金の交付	付対象としな	: \ \						
と決	定し、	別紙の	とおり通知	してよろしい	いか。					
通知	∃		年	月	日					

誓約書

					_年	月	目
宛先)	姫路市上下水道事業管理者						
		申請者	住所				
			氏名				
			電話 ()	_		

姫路市雨水浸透ます設置助成金の交付申請に当たり、雨水浸透ますを設置後は適正に維持管理し、事故防止及び安全対策に努めるとともに、助成金交付の日から10年間は雨水浸透ますを撤去しないことを誓います。

また、設置作業中及び設置完了後において、雨水浸透ますの変形、破損その他異常等により申請者又は第 三者に事故、問題等が生じた場合にも、姫路市にその損害賠償を請求いたしません。

なお、転居等に伴い雨水浸透ますを第三者に譲渡しようとするときは、その旨を上下水道事業管理者に届け出た上で、その第三者に対し、上記の旨を説明し、承継します。

設置場所

承 諾 書

私は、以下の設置場所に雨水浸透ますを設置すること及びそれに伴って建物等に工作を加えることを、当該土地・建物所有者として、承諾します。

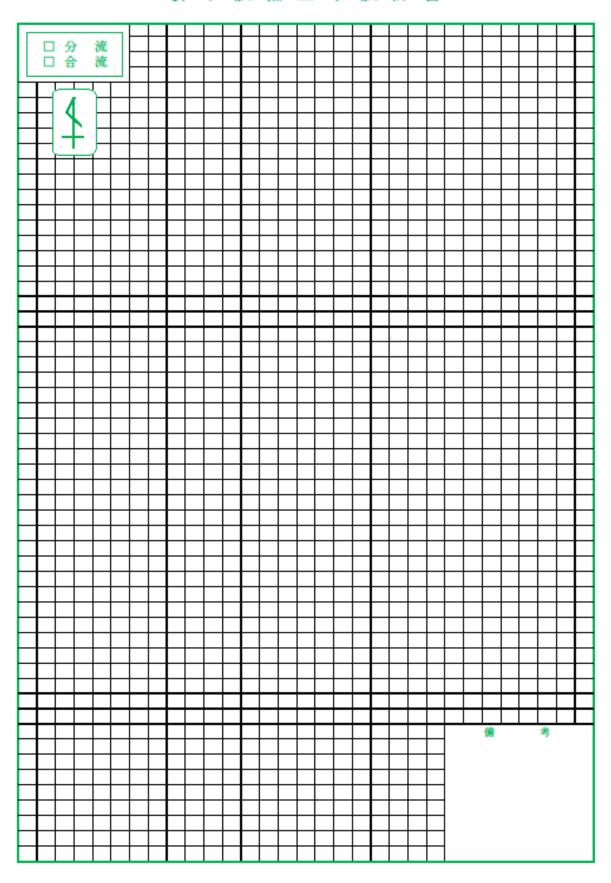
なお、当該申請に当たり、雨水浸透ます設置に係る助成金の交付対象となる土地又は建物であることの確認のため、姫路市が保有する土地又は建物の所有者の税務資料の閲覧に同意します。

PC E 200 17 1					
			/	_	н
			年	月	[□]
土地所有者	者	住所			
(自署	!)	氏名			
· · · · · ·					
		電話 ()			
			年	月	日
建物所有者	者	住所			
/ /	! \	rf. <i>b</i> r			
(目者)	ī)	氏名			
		電話 ()	_		
		电前 (

雨水浸透ます設置工事設計書

	中請者	作所							I 4	場所					
	氏	名							1	姫路市					
	施	工業者							工事	担当					
		市指定業者)							責任	技術者					
						I	*	费	内	訳					
	稚	別		単位	単価	数量	연	計 2 数	Į.	数量	精 金	算 2 額	備	考	+
		本工事費)													
雨		有水浸透ます		基											
	(型式)										4		
水浸透ます	(種類	砕 石	_	kg		_							-		
Ē		透水シート		m²	_	_							┥		
す	(型式)			_							1		
設置	135		-										1		
事															
7		整 設 計	費												
ᆫ	D	小	計												
L	(雨水	排水工事費)	Ante										内		訳
L	(型式	mm	昔	m			_				_		(雅	工事費	•
L	(92)	mm	骨	m									\dashv		
L	(型式					_							\dashv		
附	1		_										1		
L															
帯															
	(雑	工事費)										_		
Т	<u> </u>												4		
*	⊢			_							_		-		
7	<u> </u>												\dashv		
L	\vdash												1		
L	2	小	#										1		
	③ 小	H (D + 2))												
	消費和	ŧ®×	%												
													4		
	合	· 計													
設	計	4	p.	月	B					Ø	決			審	査
着	工予定	4	ĮL.	月	B	助成	地	助成予)	と観			助成決定額			
着	I	4	pt.	月	Ħ						Ħ		Ħ		
完	了予定		F.	月	B									検	査
完	7	4	F	月	B										
検	査	4	jt.	月	В										

排水設備工事設計書



姫路市雨水浸透ます設置助成金交付決定通知書

		姫路市上下水道事業管理者					
	年	月日付けで申請のあった姫路市雨水浸透ます設置助成金について、下記のとお					
りろ	り交付決定したので通知します。						
1	受付番号	第号					
2	交付予定額	金					
_							
	(上記の金額)	が助成金交付申請書の交付申請額より変更となる場合の理由)					

3 交付条件

(1)変更の申出

申請内容を変更しようとするときは、姫路市雨水浸透ます設置変更申請書(様式第7号)を、申請を取り下げようとするときは、姫路市雨水浸透ます設置取下届(様式第9号)を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出すること。

なお、雨水浸透ますの設置が予定の期間内に完了しない場合又は設置が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。

(2) 設置

設置については、助成金交付の決定を受けた日から60日以内に実施すること。

(3) 完了報告

完了報告については、設置完了後30日以内に、姫路市雨水浸透ます設置完了報告書(様式第11号)を管理者に提出し、完了検査を受けること。

(4)維持管理等

雨水浸透ますは、ゴミ・土砂等の堆積により浸透機能が著しく低下する可能性があるので、定期的な維持管理を行うこと。

維持管理については、定期的な点検と大雨が予想される前などの非常時点検を行いながら、点検の 結果不具合等が発生した場合は、清掃・補修等の適切な措置を講じるものとする。

なお、助成金交付の日から10年間は雨水浸透ますを撤去しないこと。

姫路市雨水浸透ます設置助成金不交付決定通知書

							年	_月	目
		様							
					姫路	市上下水道:	事業管理者	4	
下記			日付けで申請の ことに決定した			設置助成金	の交付申記	情につい	て、
				記					
1	受付番号	第	 号						
2	理由								

姫路市雨水浸透ます設置変更申請書

	I and I Nicola We left out to			年月	目
(宛先)姫路市	上下水道事業管理者 申請者	仕市	ŕ		
	小				
		八名	1		
		電話	f ()	<u> </u>	
姫路市雨水浸	透ます設置助成金に係る申請内容を変更し	たい	ので、下記のとお	り申請します。	
	変更後			変更前	
変更内容					
変更理由					
及史垤田					
	□承諾書(申請者と土地・建物所有者が	異なる	る場合のみ)		
	□工事設計書				
添付書類	□図面 (平面図・縦断図)				
	□仕様書				,
	□その他()

※添付書類については、変更申請に伴い必要となるものを添付すること

姫路市雨水浸透ます設置変更承認通知書

		年
	様	
		姫路市上下水道事業管理者
		 日付けで申請のあった姫路市雨水浸透ます設置助成金に係る変更内容につい
て、承認したので通知	巾します。	

	変更後	変更前
交付予定額	金,000円	金,000円
その他		

姫 路 市 雨 水 浸 透 ま す 設 置 取 下 届

(宛先) 姫路市上下	水道事業管理者				年	月日
		申請者	住所			
			氏名			
			電話 ()		
姫路市雨水浸透ま	す設置助成金に係る申請を	取り下げた	こいので、	下記のとおり)届け出ます。	
取下げの理由						

※下記の欄には記入しないでください。

課長	課長補佐	係長	係	受付番号	受 付 印			
	第号							
(伺い) 上								
通知	日	年	月 日					

姫 路 市 雨 水 浸 透 ま す 設 置 取 下 承 認 通 知 書

	年年	月	目
姫路市上	下水道事業管	理者	
年月日付けで申請のあった姫路市雨水浸透ます設置助、承認したので通知します。	力成金に係る]	取下げにつ	ついて
指示事項			

姫 路 市 雨 水 浸 透 ま す 設 置 完 了 報 告 書

(宛先) 姫路市上	下水道事業管理者				年	.月日
(7878) //#2# (1		請者	住所			
			氏名			
			電話 ()	<u> </u>	
姫路市雨水浸透ます設置助成金に係る設置工事が完了したので、下記のとおり報告します。						
	□申請者住所と同じ □申	請者住	所と異なる	(以下を記入	、してください。	,)
設置場所	住所					
	14.771					
ます設置個数	基	工事	事金額合計			円
工事完了日	平成 年 月	日				
添付書類	□工事設計書(精算後) □工事施工前、施工途中、施工後の写真 □その他())					

※下記の欄には記入しないでください。

課長	課長補佐	係長	係	受付番号	受 付 印
				第号	
(伺い) 上言					
□ 助成金の交付を却下する					
Łŧ	央定し、別紙 <i>の</i>	ひとおり通知し	てよろしいか	∆ ∘	
通知	日	年	月 日		

姫路市雨水浸透ます設置助成金額確定通知書

		年	月日
	様		
	姫路市上	下水道事業管理者	
	<u>月</u> 日付けで完了報告のあった姫路市雨水浸透ます記 し、交付するので通知します。	设置助成金につい	て、下記の
	記		
1 交付確定額 3	金		

2 遵守事項

(1)維持管理

雨水浸透ますは、ゴミ・土砂等の堆積により浸透機能が著しく低下する可能性があるので、定期的な維持管理を行うこと。

維持管理については、定期的な点検と大雨が予想される前などの非常時点検を行いながら、点検の 結果不具合等が発生した場合は、清掃・補修等の適切な措置を講じるものとする。

なお、助成金交付の日から10年間は雨水浸透ますを撤去しないこと。

(2) 補償·責任等

助成金の交付を受けて設置した雨水浸透ますの変形、破損その他異常等により、申請者又は第三者に事故、問題等が生じた場合にも、姫路市にその損害賠償を請求しないこと。

(3) その他

助成金の交付を受けて設置した雨水浸透ますを、転居等に伴い第三者に譲渡しようとするときは、 その旨を上下水道事業管理者に届け出たうえで、その第三者に対し、上記の旨を説明し、承継すること。

姫路市雨水浸透ます設置助成金交付請求書

(宛	先)姫路市上下水i		
下詞	記のとおり、姫路市	市雨水浸透ます設置助成金を請求します。	
	交付請求額	金,000円	
口座振替依頼	金融機関名	銀行・農協 信用金庫	本店・支店 出張所
	預金種目	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	

[※]振込先口座は申請者本人の口座を指定してください。